

令和3年度

市有財産(土地) 随時売却説明書



【説明書配布】

令和3年8月2日(月)

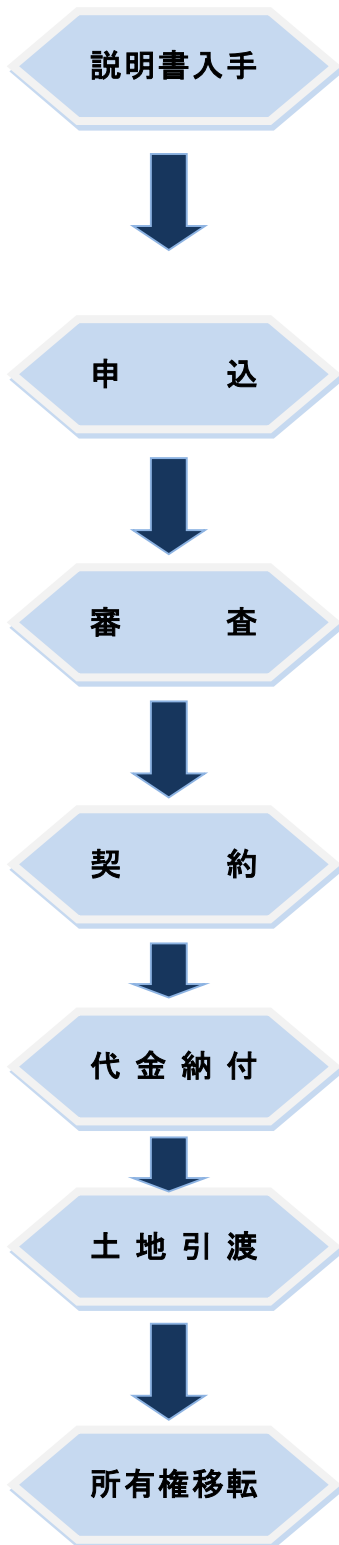
【申込受付開始】

令和3年8月2日(月)

富岡市 企画財務部 財産活用推進課

連絡先(代表):0274-62-1511

【市有地売却（随時）の流れ】



・売却説明書（本書）配布期間

令和3年8月2日（月）から（土日祝日除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
配布：富岡市役所行政棟2階 財産活用推進課、
市ホームページ

・申し込み受付

令和3年8月2日（月）から（土日祝日除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
申込方法：財産活用推進課へ直接持参又は郵送

・資格審査

売買契約資格を有しているか審査を行います。
審査の結果、契約締結が出来ない場合もございますので
ご了承ください。
※ 約2～4週間かかります

・売買契約締結

資格審査後に契約締結となります。
必要書類をご用意ください。

・土地代金納付

市が発行する納入通知書により、指定する日までに
市の指定金融機関等に全額を納入していただきます。

・土地の引渡

現状有姿での引渡となります。事前に必ず現地を確認し
てください。

・所有権移転登記

富岡市が行います。分筆や地目変更等は必要に応じて
所有権移転登記後に契約者が行ってください。

先着順による市有財産の随時売却について

富岡市では市有財産の有効活用として、利用予定のない市有地を先着順により売却します。

個人・法人問わずお申し込みいただけますので、申し込みを希望される方は、現地とこの説明書をご確認いただいた上で手続きしてください。

1、売却物件 【東富岡保育所跡地】

所在地	地目	地積	売却価格
曾木195番	宅地	1,607.05 m ²	15,603,000 円

2、売買契約資格

個人及び法人とします。ただし、次のいずれかに該当する者は売買契約を締結できません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員やその他反社会的団体の構成員
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- (4) 上記(2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者
- (5) 売却代金全額を、市が指定する期間までに完納できない者
- (6) 市町村税等の滞納がある者

3、市有地売却条件

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用することは禁止します。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員やその他反社会的団体がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に使用することは禁止します。
- (3) 地域の環境保全に配慮し、公害が発生しないよう、適切かつ十分な措置を講じてください。公害等が発生した場合には落札者の責任で解決してください。
- (4) 近隣の住環境に影響を及ぼす可能性があるような土地利用を行わないでください。その場合には市は売却しないことがあります。
- (5) 地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査等は行っておりませんので、必要な場合は購入者の負担で行ってください。調査の結果、隠れた瑕疵等が判明した場合で

も契約の取り消しや売買代金の精算等はいりません。

- (6) 現況のままでの売却となります。調書と現況に差異が生じている場合には、現況を優先します。
- (7) 売却地内の工作物等についてはそのままでの売却となります。撤去等される場合には、落札者の負担で行ってください。また、越境物についても市では処理しませんので、落札者において近隣と調整してください。

4、現地確認

- (1) 工作物を含む現況のままでの売却となりますので、必ず現地をご確認ください。
- (2) 現地確認を行わなかった場合でも、申し込みの際には現地の状況について了承したものとみなします。
- (3) 現地確認の際は安全確保に努め、事故等に充分お気を付けてください。万が一、事故等が発生した場合でも市では責任を負いかねます。

5、申込方法

- (1) 申込受付
令和3年8月2日(月曜日)から
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
 - (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで
 - (3) 申込場所
〒370-2392 富岡市富岡1460番地1
富岡市役所行政棟2階 財産活用推進課 (持参及び郵送)
 - (4) 提出方法
 - ① 窓口に直接持参
 - ② 郵送
 - (5) 申し込み時に必要なもの
 - ① 市有地購入申込書
 - ② 誓約書
 - ③ 完納証明書
 - ④ 住民票 (法人の場合は履歴事項全部証明書)
 - ⑤ 印鑑登録証明書
 - ⑥ 共有者名簿 ※共有名義で申し込む場合
 - ⑦ 役員名簿 ※法人の場合
 - ⑧ 委任状 ※代理人や法人の代表者以外が手続きする場合
- ※ 様式は富岡市ホームページよりダウンロード可能です。
- ※ 共有名義で申し込みの場合は共有者全員の書類(②③④⑤)を提出してください。

6、注意事項

- (1) 提出書類に事実と相違する記載があるときは、申し込み及び売却の決定は無効になります。
- (2) 提出された書類は、お返しいたしません。
- (3) 土地の所有権移転登記名義人は、申込者以外の方にはできません。共有の場合は連名での申し込みとなりますので、「共有者名簿」に持分を記入してください。
- (4) 午前8時30分までに並んだ者が2人以上あるときは、その場でくじによる抽選を行います。
- (5) 先着順による売却のため、申し込みをされた時点で受付終了している場合があります。

7、資格審査

- (1) 提出された書類に基づき、売買契約資格を有しているかの審査を行います。約2～4週間程度かかりますのでご了承ください。
- (2) 暴力団等でない旨の調査を行うにあたり、群馬県富岡警察署に意見聴取する場合がございます。
- (3) 資格審査の結果によっては、契約締結が出来ない場合もございますのでご了承ください。

8、売買契約の締結

契約時に必要なもの

- ① 印鑑（印鑑登録証明書と同一のもの）
- ② 契約書貼付用の収入印紙
- ③ 登録免許税用の収入印紙または登録免許税の領収証書

9、土地代金の支払方法

売買契約の締結後、市が発行する納入通知書により、指定する日までに市の指定金融機関等に全額を納入していただきます。

10、所有権の移転登記

- (1) 売買代金の支払いが行われたときに所有権が移転し、同時に現状有姿で物件引き渡しがあつたものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件引き渡し後に市が行います。
- (3) 申込時に記載された名義で、登記を行います。
- (4) 登記に必要な費用は、契約者の負担となります。

- (5) 合筆・分筆・地目変更等の登記は、所有権移転登記後、必要に応じて契約者が行ってください。

《お問い合わせ先》

富岡市役所 企画財務部 財産活用推進課
〒370-2392 富岡市富岡1460番地1
電話 0274-62-1511（内線1236）